

報告第 3 号

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程第 9 条に基づき、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会の経過について別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

## 小委員会報告書

### 1 第4回議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

開催日時：平成15年12月22日(月) 14:00～15:45  
開催場所：石狩市役所5階 議会第1委員会室  
出席委員：委員13名 全員出席

#### 協議事項

##### 議会議員の定数及び任期について

第3回小委員会において持ち帰り検討することとなったパターン

- ・合併特例法を適用しない場合の地方自治法等に基づく「本則」(パターン1-4)
- ・合併特例法を適用する場合の「在任特例」(パターン3及び5)

上記のとおり、大きく2つに分け持ち帰り検討した結果について、各委員から発言をいただいた。それぞれのパターン別の意見は次のとおりである。

本則 パターン1-4(地方自治法、公職選挙法を適用する場合)とする意見

- ・住民に受け入れられる案を示すべきであり、議員が50人だと説明ができない。
- ・30人でも多いと感じる人がいる中で、50人は理解を得られないと思う。
- ・議会運営経費がかかる。地域の意見を新市の議会へ反映することに人数は関係ないのではないか。
- ・合併後の議員の確保を重んじ、厚田と浜益に選挙区を設置し、協議の時点から2人を確保することが重要だ。
- ・住民感情を考慮すれば30人が妥当であり、でなければ説明できない。 など

在任特例 パターン3及び5(合併特例法を適用する場合)とする意見

- ・新市の予算、条例の改廃、新市建設計画に基づくまちづくりを旧自治体の議員全員で審議し、見守りたい。
- ・合併協議において、「新市において検討する。調整する」などの取扱いが新市においてどういった取扱いがされるのか非常に不安であり、その調整に携わるのが使命である。
- ・2村からは1～2名の議員しか出られないとなれば、地域住民の声が議会へ反映されないのではという不安もある。編入される側の住民感情も考慮すべき。 など

この他にも多くの意見が出されたが、小委員会において1つの方向性を見出すには、今後更に深い議論を重ねる必要があることから、今回の小委員会では結論を出すことなく、再度持ち帰り検討をすることとした。